

制定	2013年10月17日	改正	2016年11月22日
改正	2014年 2月19日	改正	2017年 2月 8日
改正	2014年 5月21日		
改正	2014年 8月20日		
改正	2015年 5月20日		

一般社団法人 日本照明工業会  
工業会指定試験所制度に関する規則

## 1. 総則

### 1.1. 適用範囲

この規則は、一般社団法人日本照明工業会（以下「工業会」という。）が実施する、指定試験所制度（以下、「指定制度」という。）の運営及び、指定制度が公正に推進されるための工業会業務の規定を定めるものである。

### 1.2. 本規則の制定，改正，廃止

本規則の制定，改正及び廃止は，2.1で定める工業会指定試験所分科会が立案し，工業会指定試験所委員会が行う。

### 1.3. 目的

本活動は，JIS及び工業会規格で定める試験サービスの品質を確保するために，能力を有する試験所を明確にすることで，適正な試験サービスを受け，適正な試験結果を共有できる事業環境を創出することを目的とする。これにより，業界が関係法令を遵守し，また法の精神にそって，関係法令を補完し，業界が協調して品質の安定した製品を供給することにより，国民の安全・利便に寄与することを期待する。

## 2. 組織

### 2.1. 組織の設置

工業会会長（以下，「会長」という）は，工業会指定試験所委員会（以下，「委員会」という。），工業会指定試験所分科会（以下，「分科会」という。），及び運営事務局（以下，「事務局」という。）を設置する。

### 2.2. 組織の役割

組織の役割は，次の通りとする。各組織の主な役割は**附属書A**による。

#### (1) 委員会

- a) 指定制度に関する規定類の承認
- b) 試験所間比較に関わる実施及び結果の承認
- c) 分科会より提案された試験所の指定及び改廃
- d) 工業会指定試験所制度に関するマネジメントレビューの実施

#### (2) 分科会

- a) 指定制度に関する規定類の立案
- b) 試験所間比較に関する，実施計画及び関連文書の立案，結果の確認
- c) 試験所間比較に関するインフラ整備計画の立案（試験サンプル準備など）
- d) 試験所指定及び改廃の上程

#### (3) 事務局

- a) 委員会及び分科会の運営
- b) 試験所間比較の実施の推進

- c) 試験所間比較に関するインフラ整備の推進（試験サンプル準備など）
- d) 指定試験所の一般公開
- e) その他、指定制度に関わる庶務業務

### 2.3. 委員の構成

委員構成は、次の通りとする。

#### (1) 委員会

- a) 委員長は、学識経験者の中から会長が委嘱するものとする（1名）。副委員長は、必要に応じて、委員会委員の中から委員長が指名するものとする（最大1名）。委員長は、副委員長又は委員会委員の中から代理者を指名することができる。
- b) 委員会委員は、行政機関、学識経験者、及び関係諸団体の中から委員長が委嘱するものとする（最大15名）。
- c) 委嘱状は別途様式による。
- d) 委員長、副委員長、及び委員会委員の任期は3年間とする。ただし、再任は妨げない。任期中に変更した委員会委員の任期は前任者の残存期間とする。
- e) 委員長は、必要に応じてオブザーバーの参加を求めることができる。ただし、オブザーバーは委員会における決議権を有しない。

#### (2) 分科会

- a) 主査は、関係技術小委員会主査、関係技術小委員会主査に準ずるもの、又は技術専門家の中から委員長が委嘱するものとする（1名）。副主査は、必要に応じて分科会委員の中から主査が指名するものとする（最大1名）。主査は、副主査又は分科会委員の中から代理者を指名することができる。
- b) 分科会委員は、関係技術小委員会主査、関係技術小委員会主査に準ずるもの、又は技術専門家の中から委員長が委嘱するものとする（最大10名）。
- c) 委嘱状は別途様式による。
- d) 主査、副主査、及び分科会委員の任期は3年間とする。ただし、再任は妨げない。任期中に変更した分科会委員の任期は前任者の残存期間とする。
- e) 主査は、必要に応じてオブザーバーの参加を求めることができる。ただし、オブザーバーは分科会における決議権を有しない。

#### (3) 事務局

- a) 事務局は、工業会スタッフ及びこれに準ずるメンバーの中から専任される。

### 2.4. 委員会の義務

委員会は、本規則に定める諸事項について審議する。会長の指定により、この措置に関する下記事項の一部又は、全部の可否決定及び執行を行う。その経過及び結果を会長に報告する。

- a) 試験所指定、指定更新の可否決定、又は指定の取り消し
- b) 指定に関わる募集、報告の徴集及び検討
- c) 試験所間比較の実施及び結果の報告
- d) マネジメントレビューの報告
- e) その他特に委員会が必要と認めた事項

### 2.5. 委員会の責任

委員会が果たした義務についての責任は委員長が負う。ただし金銭を伴う最終的な責任は会長が負う。

### 2.6. 議決

委員会及び分科会の議決は、有効議決数の過半数をもって行う。可否の票数が同数の場合には、委員長又は主査が決議を行う。有効議決数は次の通りとする。

- a) 委員会の議決権は、委員長、副委員長、委員会委員がこれを有する。有効議決数は、

委員会出席者の中で議決権を有するものの人数及び議決権を持つものから事前に提出された委任状の総数とする。

- b) 分科会の議決権は、主査、副主査、分科会委員がこれを有する。有効議決数は、分科会出席者の中で議決権を有するものの人数及び議決権を持つものから事前に提出された委任状の総数とする。ただし、議決権をもつものが係わる議案における有効議決数は、議案に係わる人数を差し引いたものとする。

### 3. 試験所の指定

#### 3.1. 試験所の指定条件

試験所指定の基準は、次のとおりである。

- a) 試験所を運営するための品質システム（JIS Q 17025）を有し、品質システムが適切に運営されていること。
- b) 簡条5で規定する技術能力を有すること。技術能力は、指定を受ける区分毎に確認する必要がある。ただし、委員長が認める場合には、類似する技術能力で代替することができる。
- c) 簡条6で規定する認定プログラムに対する、取得及び維持管理を行う計画をもつこと。
- d) 指定を受ける試験項目毎に、合理的な根拠により見積もられた試験精度（不確かさ）を表明できること。ただし、委員長が不要と認める場合には、この限りでない。
- e) 指定申請に係る業務は、日本語で行なえること。

#### 3.2. 試験所指定の申請

指定の申請は、様式1により、次の事項を記載又は添付の上、申請費用を添えて、会長宛に申請する。委員会が主催する試験所間比較に参加する場合には、その参加費用も支払うこと。

- a) 事業者名、住所、代表者の氏名。
- b) 担当部署名、住所、電話番号、連絡先責任者の氏名、及び担当者の氏名。
- c) 簡条4で定める試験区分の種別及び簡条5で規定する技術能力を確認する方法の種別。
- d) 外部への試験サービス供給の是非。
- e) 別に定めるJIS Q 17025のチェックリスト。ただし、指定を受ける試験項目において、簡条6で規定する認定プログラムの認定を取得している場合には、その認定証の写しを提出してもよい。
- f) 別に定める試験JISのチェックリスト。ただし、指定を受ける試験項目において、簡条6で規定する認定プログラムにおいて既に確認されている場合には、その認定証の写しを提出してもよい。
- g) 簡条6で規定する認定プログラムを取得し、維持管理する計画をもつことの声明書。
- h) 合理的な根拠により見積もられた試験精度（不確かさ）を表明した文書（バジェットシート）。ただし、委員長が認めた場合には割愛することができる。
- i) 業態報告書（会員以外の初回の申請時に限る）。
- j) 指定を受けている試験所が、3.4で定める有効期限に伴う申請を行う場合又は簡条6で規定する認定プログラムを取得したことによる切り替えの申請をする場合には、様式1（別表3）によるチェックリストの判定により添付書類の一部を省略することができる。

#### 3.3. 審査及び指定

- a) 分科会は、申請書類に基づく書類審査及び申請書に記載した技術能力の確認結果の内容にもとづき、3.1で定める条件の適合性を判断し、その結果を委員会に報告する。指定の申請に関係する者は、これに加わることはできない。委員会は、分科会の報告にもとづき指定の是非を検討し、指定を行う。
- b) 指定の是非に関する分科会審査完了期限は、申請受付日から原則6か月以内とする。適合性審査において不備の指摘により「保留」とされた場合、その不適合事項に対する是正報告は、保留及びその内容の通知後30日以内を原則とする。
- c) 申請受付日から原則6か月（分科会審査完了期限）以内であれば、分科会審査を最長6

か月、原則1回に限り中断することができる。分科会審査の中断又は再開の申請は、様式4による。

- d) なお、既に指定を受けている試験所の審査項目は、過去の審査結果を活用することができる。

### 3.4. 指定の有効期限

指定は、別途定める有効期限をもつ。指定を継続する場合には、有効期限が完了するまでに、3.2に規定する方法で指定を受けなければならない。

### 3.5. 指定の公開

事務局は、指定の結果について、すみやかに工業会ホームページなどで公開する。

### 3.6. 指定の記録

委員長は、次の事項を記録して、適正に管理する。

- a) 指定年月日
- b) 指定番号
- c) 指定試験所名及び住所
- d) 試験区分
- e) 有効期限

### 3.7. 指定証

委員長は、3.3の指定をした試験所に対して指定証を発行する。指定証は次の事項を記載する。

- a) 指定年月日
- b) 指定番号
- c) 指定試験所名及び住所
- d) 試験区分
- e) 有効期限
- f) 委員長の氏名及び承認印
- g) 会長の氏名及び連名印

### 3.8. 指定の変更

指定試験所は、その指定内容に変更が生じた場合に様式2により変更の届け出をすること。ただし、軽微な変更の場合はこの限りでない。

### 3.9. 指定の失効及び廃止

指定証に記載される有効期限を経過したときは、指定の効力を失う。又、指定試験所者が自己都合により指定を廃止する場合、様式3により廃止届を提出し、指定証を返上すること。

### 3.10. 指定の取り消し

委員長は、次のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。

- a) 指定試験所が重大な規定違反をしたとき。
- b) 委員会より、指定取り消しが具申され、妥当と認めたとき。

## 4. 試験区分

試験区分は、附属書Bによる。

## 5. 技術能力の確認方法、有効期限

指定試験所は、関連する試験規格を実施する能力を持つこと。技術能力の確認方法は次のいずれかによる。技術能力は、指定を受ける試験区分毎に確認する。

- a) 指定を受ける試験区分に関して、箇条6で規定する認定プログラムの認定を取得している場合、その試験能力が附属書Cで規定する精度基準を満足すること。申請者は、不確かさの見積表（バジェットシート）を提出する必要がある。この確認方法における指定

の有効期限は、当該の認定プログラムの認定及びその不確かさの水準が維持されている期間とする。

- b) 委員会が主催する試験所間比較，又は，委員会が認める技能試験（試験所間比較を含む）に参加して，その試験結果が，**附属書C**で規定する精度基準を満足すること。申請者は，不確かさの見積表（バジェットシート）を提出する必要がある。この確認方法における指定の有効期限は3年とする。なお，ここで扱う試験結果の有効期間は，申請日より3年以内とする。
- c) 分科会が認める試験所との試験値の比較結果が，**附属書C**で規定する精度基準を満足すること。申請者は，不確かさの見積表（バジェットシート）を提出する必要がある。また，申請者は，比較する試験機関の承認を受ける前に試験結果を分科会に報告する必要がある。この確認方法における指定の有効期限は3年とする。

## 6. 認定プログラム

試験所の指定に用いることができる外部の認定プログラムは，**附属書D**による。

## 7. 報告の徴集

### 7.1. 報告の提出

指定試験所又はその申請を行うものは，委員会又は分科会より要求されたとき，要求事項について報告を提出しなければならない。

### 7.2. 品質管理のデータの保存

指定試験所又はその申請を行うものは，申請に係わる記録及び関連データを5年以上保存しなければならない。

## 8. 技術能力のモニタリング

委員長は，必要と認めるとき，**簡条5**にもとづく技術能力のモニタリングを指定試験所に対して実施できる。指定試験所は，技術能力のモニタリングに対する経費を負担する。

## 9. 免責事項

本活動は，本規則で定める基準にもとづき，合理的判断で試験所の指定を行うものである。指定試験所が実施した試験結果に係わる事故責任の一切は，これを負わないものとする。

## 10. その他

### 10.1. 守秘義務

委員会委員（委員長，副委員長，オブザーバーを含む），分科会委員（主査，副主査，オブザーバーを含む），工業会の役員，その職員，及びこれらの者であった者（委嘱に基づく委員を含む）は試験所指定に関して知り得た秘密を漏らし，又は自己の利益のために使用してはならない。

### 10.2. 異議申立て，苦情及び紛争

工業会は，試験所指定結果への異議申立て，その他の苦情及び紛争については，適正に対応するものとする。

## 附則

実施期日 この規則は2013年10月17日より実施する。

実施期日 この規則は2014年2月19日より実施する。

実施期日 この規則は2014年5月21日より実施する。

実施期日 この規則は2014年8月20日より実施する。

実施期日 この規則は2015年5月20日より実施する。

実施期日 この規則は2016年11月22日より実施する。

実施期日 この規則は2017年2月8日より実施する。

## 附属書A

### 工業会指定試験所制度における分掌

#### A.1. 規定類の制改正に関する分掌

規定類の制改正に関する分掌は、表A.1による。

**表A.1 規定類の制改正に関する分掌一覧**

	事務局	分科会 承認	委員長 承認	委員会 報告	委員会 承認
工業会指定試験所制度に関する規則	○	○	—	—	◎
業務分掌に関するもの	○	○	—	—	◎
指定条件の詳細に関するもの（精度判定値や規定外で定める様式などを含む）	○	○	◎	○	—
記録類の様式に関するもの	○	◎	—	—	—
規定類の管理（文書管理を含む）	◎	—	—	○	—
その他の事項	○	○	◎	○	—

（○は実施を，◎は承認をそれぞれあらわす）

#### A.2. 試験所指定に関する分掌

試験所指定に関する分掌は、表A.2による。

**表A.2 試験所指定に関する分掌一覧**

	事務局	分科会 承認	委員長 承認	委員会 報告	委員会 承認
指定募集（説明会開催を含む）	○	◎	—	○	—
申請受付（中断・再開を含む）	◎	○	—	—	—
適合性確認（委員会上程を含む）	○	◎	—	—	—
指定承認（変更，廃止を含む）	○	—	—	—	◎
保留事項の確認	○	○	◎	○	—
指定に関わる記録	○	◎	—	—	—
指定証の発行	◎	○	—	○	—
その他の事項	○	○	◎	○	—

（○は実施を，◎は承認をそれぞれあらわす）

### A.3. 試験所間比較に関する分掌

試験所間比較に関する分掌は、表A.3による。

**表A.3 試験所間比較に関する分掌一覧**

	事務局	分科会 承認	委員長 承認	委員会 報告	委員会 承認
試験所間比較の計画立案	○	○	—	—	◎
プロトコル総則制定	○	○	◎	○	—
個別プロトコル制定 (必要により認定機関の 事前承認を含む)	○	○	◎	○	—
仲介器整備	○	◎	—	○	—
参加募集	○	◎	—	○	—
試験の推進	○	◎	—	○	—
データまとめ	○	◎	—	○	—
試験結果報告	○	○	—	—	◎
5. c)で規定する試験所の 規定	○	◎	—	○	—
その他の事項	○	○	◎	○	—

(○は実施を，◎は承認をそれぞれあらわす)



## 附属書B

### 試験区分

#### B.1. 一般

指定内容を明確にするために、引用規格及び試験項目に応じた試験区分を定め、区分記号により識別する。

#### B.2. 試験区分

試験区分及び区分記号は、表B.1による。

表B.1 試験区分

引用規格	箇条	試験項目	区分記号
JIS C 7550	5.1	目及び皮膚に対する紫外放射傷害	C7550::1
	5.2	目に対する近紫外放射傷害	C7550::2
	5.3	青色光による網膜傷害	C7550::3
	5.4	小形光源の青色光による網膜傷害	C7550::4
	5.5	網膜の熱傷害	C7550::5
	5.6	網膜の低可視光熱傷害	C7550::6
	5.7	目の赤外放射傷害	C7550::7
JIS C 7801	7	全光束	C7801::1
	7	効率	C7801::2
	8	最大光度	C7801::3
	8	ビームの開き	C7801::4
	8	ビーム光束	C7801::5
	9	色度	C7801::7
	9	相関色温度	C7801::8
	9	平均演色評価数 $R_a$	C7801::9
	9	特殊演色評価数 $R_i$ ( $i : 9 \sim 15$ )	C7801::10
JIS C 8105-5	8	配光分布 (器具Ⅰ)	C8105-5::1A
	8	配光分布 (器具Ⅱ)	C8105-5::1B
	8	配光分布 (器具Ⅲ)	C8105-5::1C
	8	最大光度 (器具Ⅰ)	C8105-5::2A
	8	最大光度 (器具Ⅱ)	C8105-5::2B
	8	最大光度 (器具Ⅲ)	C8105-5::2C
	8	ビームの開き (器具Ⅰ)	C8105-5::3A
	8	ビームの開き (器具Ⅱ)	C8105-5::3B
	8	ビームの開き (器具Ⅲ)	C8105-5::3C
	8	全光束 (器具Ⅰ)	C8105-5::4A
	8	全光束 (器具Ⅱ)	C8105-5::4B

	8	全光束（器具Ⅲ）	C8105-5::4C
	8	ビーム光束（器具Ⅰ）	C8105-5::5A
	8	ビーム光束（器具Ⅱ）	C8105-5::5B
	8	ビーム光束（器具Ⅲ）	C8105-5::5C
	8	効率（器具Ⅰ）	C8105-5::6A
	8	効率（器具Ⅱ）	C8105-5::6B
	8	効率（器具Ⅲ）	C8105-5::6C
JIS C 8152-1	7	CIE平均化LED光度コンディションA	C8152-1::1A
	7	CIE平均化LED光度コンディションB	C8152-1::1B
	7	光度	C8152-1::2
	8	全光束（ $4\pi$ 条件）	C8152-1::3A
	8	全光束（ $2\pi$ 条件）	C8152-1::3B
	8	CIE部分LED光束	C8152-1::3C
	8	効率（ $4\pi$ 条件）	C8152-1::4A
	8	効率（ $2\pi$ 条件）	C8152-1::4B
	8	効率（CIE部分LED光束）	C8152-1::4C
	9	色度	C8152-1::6
	9	相関色温度	C8152-1::7
	9	平均演色評価数 $R_a$	C8152-1::8
	9	特殊演色評価数 $R_i$ ( $i : 9\sim 15$ )	C8152-1::9
JIS C 8152-2	7	全光束（ $4\pi$ 条件）	C8152-2::1A
	7	全光束（ $2\pi$ 条件）	C8152-2::1B
	7	効率（ $4\pi$ 条件）	C8152-2::2A
	7	効率（ $2\pi$ 条件）	C8152-2::2B
	8	色度	C8152-2::4
	8	相関色温度	C8152-2::5
	8	平均演色評価数 $R_a$	C8152-2::6
	8	特殊演色評価数 $R_i$ ( $i : 9\sim 15$ )	C8152-2::7
JIS C 8152-3	6	光束維持率	C8152-3::1

（器具Ⅰ：家庭用LED照明器具，器具Ⅱ：施設用LED照明器具，器具Ⅲ：LED防犯灯）

## 附属書C 精度基準

### C.1. 一般

試験所における技術能力を判別するために、試験精度に関する判定基準を定め、技術能力の合否判定に用いる。

### C.2. 精度基準

精度基準は、次のいずれかによる。精度基準は、試験を実施する前に決定する。

- a) 次式で求める $E_n$ 数の絶対値が、1を超えないこと。参加者の試験結果の拡張不確かさは、別に定める上限値を超えないこと。拡張不確かさの上限値については別途定める。

$$|E_n| \leq 1 : \text{合格}$$

$$|E_n| > 1 : \text{不合格}$$

$$E_n = \frac{x - X}{\sqrt{U_{\text{Lab}}^2 + U_{\text{Ref}}^2}}$$

ここに、

$E_n$  :  $E_n$ 数

$x$  : 参加者の試験結果

$X$  : 参照試験所の試験結果

$U_{\text{Lab}}$  : 参加者の試験結果の拡張不確かさ

$U_{\text{Ref}}$  : 参照試験所の試験結果の拡張不確かさ

- b) 参加者の試験結果 $x$ 及び参照試験所の試験結果 $X$ の偏差が、別に定める精度判定値を超えないこと。

## 附属書D 外部認定プログラム

### D.1. 一般

試験所の指定を効率化するために、本制度で用いることができる外部認定プログラムを規定する。指定を受けるものは、本附属書で規定する外部認定プログラムによる認定を取得及び維持管理することが望まれる。

### D.2. 外部認定プログラム

外部認定プログラムは、表D.1による。

**表D.1 試験所指定で活用できる外部認定プログラム**

外部認定プログラム	認定機関
J N L A ( J I S 法に基づく試験事業者登録制度)	製品評価技術基盤機構認定センター
J C S S (計量法に基づく校正事業者登録制度)	製品評価技術基盤機構認定センター

(様式1)

工業会指定試験所申請書

20XX年XX月XX日

一般社団法人日本照明工業会 会長殿

住所  
申請事業者 名称  
代表者名

印

工業会指定試験所制度に関する規則による試験所指定を受けたく、次の通り申請します。申請にあたっては、上記の規則を遵守します。また、この申請書及び添付資料の記載事項は事実に相違ありません。

1. 申請者担当部署，所在地，連絡先責任者及び担当者 担当部署名： 住所： 電話番号： 責任者名（Eメール）： 担当者名（Eメール）：
2. 試験区分： （別表1（指定区分一覧）左欄の該当カ所に✓を記載する）
3. 技術能力を確認する方法： （次のいずれかに●で選択してください）  a. 外部認定プログラムによる方法 b. 試験所間比較などの結果による方法 c. 試験所と試験結果を比較する方法
4. 外部への試験サービス供給の可否： 可 ・ 否
5. 添付資料 （1）別に定める JIS Q 17025 のチェックリスト （ただし，指定を受ける試験項目において，指定する認定プログラムの認定を取得している場合は，その認定書の写しでもよい） （2）別に定める試験 JIS のチェックリスト （ただし，指定を受ける試験項目において，指定する認定プログラムで既に確認されている場合は，その認定書の写しでもよい） （3）指定する認定プログラムを取得し，維持管理する計画を持つことの証明書 （別表2の証明書で表明する） （4）合理的な根拠により見積もられた試験精度（不確かさ）を表明した文書 （5）業態報告書（工業会会員以外の初回の申請時に限る） （6）委員会が認める技能試験（試験所間比較を含む）に参加した場合は，試験報告書，及び，必要に応じて是正報告書 （7）更新申請を行う場合又は指定する認定プログラムを取得したことによる切り替えの申請をする場合には，添付書類のチェックリスト （別表3のチェックリストの判定により（1）～（3）の資料を省略できる）

以上

別表 1

別表 1 - 1. 指定区分一覧 (1)

該当項目に ✓を記載	区分記号	引用規格		試験項目
		規格番号	箇条	
	C7550::1	JIS C 7550	5.1	目及び皮膚に対する紫外放射傷害
	C7550::2		5.2	目に対する近紫外放射傷害
	C7550::3		5.3	青色光による網膜傷害
	C7550::4		5.4	小形光源の青色光による網膜傷害
	C7550::5		5.5	網膜の熱傷害
	C7550::6		5.6	網膜の低可視光熱傷害
	C7550::7		5.7	目の赤外放射傷害
	C7801::1	JIS C 7801	7	全光束
	C7801::2		7	効率
	C7801::3		8	最大光度
	C7801::4		8	ビームの開き
	C7801::5		8	ビーム光束
	C7801::7		9	色度
	C7801::8		9	相関色温度
	C7801::9		9	平均演色評価数 $R_a$
	C7801::10		9	特殊演色評価数 $R_i$ ( $i : 9 \sim 15$ )

別表 1-2. 指定区分一覧 (2)

該当項目に ✓を記載	区分記号	引用規格		試験項目
		規格番号	箇条	
	C8105-5::1A	JIS C 8105-5	8	配光分布 (器具Ⅰ)
	C8105-5::1B		8	配光分布 (器具Ⅱ)
	C8105-5::1C		8	配光分布 (器具Ⅲ)
	C8105-5::2A		8	最大光度 (器具Ⅰ)
	C8105-5::2B		8	最大光度 (器具Ⅱ)
	C8105-5::2C		8	最大光度 (器具Ⅲ)
	C8105-5::3A		8	ビームの開き (器具Ⅰ)
	C8105-5::3B		8	ビームの開き (器具Ⅱ)
	C8105-5::3C		8	ビームの開き (器具Ⅲ)
	C8105-5::4A		8	全光束 (器具Ⅰ)
	C8105-5::4B		8	全光束 (器具Ⅱ)
	C8105-5::4C		8	全光束 (器具Ⅲ)
	C8105-5::5A		8	ビーム光束 (器具Ⅰ)
	C8105-5::5B		8	ビーム光束 (器具Ⅱ)
	C8105-5::5C		8	ビーム光束 (器具Ⅲ)
	C8105-5::6A		8	効率 (器具Ⅰ)
	C8105-5::6B		8	効率 (器具Ⅱ)
	C8105-5::6C		8	効率 (器具Ⅲ)

(器具Ⅰ : 家庭用 LED 照明器具, 器具Ⅱ : 施設用 LED 照明器具, 器具Ⅲ : LED 防犯灯)

別表 1-3. 指定区分一覧 (3)

該当項目に ✓を記載	区分記号	引用規格		試験項目
		規格番号	箇条	
	C8152-1::1A	JIS C 8152-1	7	CIE 平均化 LED 光度コンディション A
	C8152-1::1B		7	CIE 平均化 LED 光度コンディション B
	C8152-1::2		7	光度
	C8152-1::3A		8	全光束 (4 $\pi$ 条件)
	C8152-1::3B		8	全光束 (2 $\pi$ 条件)
	C8152-1::3C		8	CIE 部分 LED 光束
	C8152-1::4A		8	効率 (4 $\pi$ 条件)
	C8152-1::4B		8	効率 (2 $\pi$ 条件)
	C8152-1::4C		8	効率 (CIE 部分 LED 光束)
	C8152-1::6		9	色度
	C8152-1::7		9	相関色温度
	C8152-1::8		9	平均演色評価数 $R_a$
	C8152-1::9		9	特殊演色評価数 $R_i$ ( $i : 9 \sim 15$ )
	C8152-2::1A	JIS C 8152-2	7	全光束 (4 $\pi$ 条件)
	C8152-2::1B		7	全光束 (2 $\pi$ 条件)
	C8152-2::2A		7	効率 (4 $\pi$ 条件)
	C8152-2::2B		7	効率 (2 $\pi$ 条件)
	C8152-2::4		8	色度
	C8152-2::5		8	相関色温度
	C8152-2::6		8	平均演色評価数 $R_a$
	C8152-2::7		8	特殊演色評価数 $R_i$ ( $i : 9 \sim 15$ )
	C8152-3::1	JIS C 8152-3	6	光束維持率



別表 2

公的認定プログラムの取得及び維持管理に関する声明書

20XX 年 XX 月 XX 日

一般社団法人日本照明工業会  
工業会指定試験所委員会 委員長 殿

申請試験所 指定番号  
住所 (拡大申請の場合、指定番号を記載して下さい)  
名称  
責任者名

印

一般社団法人日本照明工業会の工業会指定試験所制度に関する規則 3.1 条（試験所の指定条件）に基づき、次の認定プログラムに対する、取得及び維持管理を行う計画をもつことを、声明いたします。

取得及び維持管理を行う 計画のある認定プログラム名	
------------------------------	--

備考 既に JNLA 制度等での登録がされている試験所も、登録の維持管理を行い、必要に応じて区分の追加の計画をもつことの声明が必要です。

別表 3

別表 3. 更新申請, 認定プログラム取得切り替え申請時の添付書類チェックリスト

添付書類一覧	添付書類に関する変更の有無	
	変更無い場合には✓を記載	変更がある場合の対応
JIS Q 17025 のチェックリスト		添付資料を提出して下さい
試験 JIS のチェックリスト		
指定する認定プログラムを取得し, 維持管理する計画を持つことの証明書		
合理的な根拠により見積もられた試験精度 (不確かさ) を表明した文書	変更の有無にかかわらず添付資料を提出して下さい	
委員会が認める技能試験 (試験所間比較を含む) に参加した場合は, 試験報告書, 及び, 必要に応じて是正報告書	変更の有無にかかわらず添付資料を提出して下さい	

備考 新規申請及び拡大指定時には, 本チェックリストの提出は不要です。

(様式2)

指定事項変更届

20XX年XX月XX日

一般社団法人日本照明工業会  
工業会指定試験所委員会 委員長 殿

申請試験所 住所  
名称  
代表者名

指定番号  
(拡大申請の場合に、指定番号を記載して下さい)

印

一般社団法人日本照明工業会の工業会指定試験所制度に関する規則3.8条(指定の変更)に基づき、登録事項の変更を届け出いたします。

変更事項	変更内容		変更理由
	変更前	変更後	

以上

(様式3)

指定廃止届

20XX年XX月XX日

一般社団法人日本照明工業会  
工業会指定試験所委員会 委員長 殿

指定番号

申請試験所 住所  
名称  
代表者名

印

一般社団法人日本照明工業会の工業会指定試験所制度に関する規則3.9条（指定の失効，及び廃止）に基づき，指定の廃止を届け出いたします。

以上

(様式4)

指定審査 中断 再開 届

20XX年XX月XX日

一般社団法人日本照明工業会  
工業会指定試験所委員会 委員長 殿

指定番号  
(拡大申請の場合に、指定番号を記載して下さい)  
申請試験所 住所  
名称  
代表者名

印

一般社団法人日本照明工業会の工業会指定試験所制度に関する規則3.3条(審査及び指定)c)項に基づき、以下の理由と期間計画の通り指定審査の 中断 再開 (いずれかに取り消し線を付す)を届け出いたします。

1. 理由 (必要に応じて別添にて説明ください。)

2. 中断期限・再開日 (いずれかに取り消し線を付す)

20XX年XX月XX日

以上